災害特別融資要領

１．目的

　　　自然災害による被害により経営に影響の受けた商工会地区の商工業者の早期復旧を支援するため、連合会の商工貯蓄共済融資斡旋規程第９条の規定に基づき事業継続上必要な資金を斡旋し、経営の安定に資することを目的とする。

２．

　　　「災害救助法」又は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用地域若しくは北海道中小企業総合振興資金・災害貸付の対象として道が特別に必要と認める地域の商工会員のうち、商工会長から罹災証明書（別紙）の提出のあった者とする。

３．斡旋融資条件

（１）融資限度額　　１５０万円

　　　ただし、商工会長が被害状況に鑑み、特に必要と認めた場合にあっては３００万円を限度とする。

（２）融資期間　　　運転資金７年以内、設備資金１０年以内

（３）据置期間　　　融資期間の範囲内で６カ月以内とする。

（４）返済方法

　連合会の一般融資要領又は北海道商工業支援協同組合（以下「組合」という。）の商工貯蓄共済融資要領（以下「融資要領」という。）に定めるところによる。

（５）融資利率

　　　組合の融資要領に定める利率から損害補填基金年率相当分を減じた利率とする。

（６）

連合会の一般融資要領又は組合の融資要領に定めるところによる。

（７）商工貯蓄共済への加入

商工貯蓄共済制度に未加入である者が本融資の適用を申込む場合は、商工貯蓄共済に１口以上加入することとする。

４．資金使途

　　　事業継続上必要で、且つ緊急を要する資金とする。

５．融資実行日

　　　毎月５日、２５日の月２回とする。

６．取扱表示

　　　金銭消費貸借契約証書の右上に　災害特別　と表記して取扱うものとする。

７．申込関係書類

　　　連合会の一般融資要領又は組合の融資要領に定める書類とする。

８．その他

　その他この要領に特に定めない事項については、連合会の一般融資要領又は組合の融資要領の定めによるものとする。

９．開始時期

　　　この要領は、平成２６年１０月１６日から実施する。

別紙

災害特別融資に係る罹災証明書

事業所所在地

○○○（注１）に起因し、下記のとおり被害のあったことを証明願います。

平成　　年　　月　　日

事業主名

記

１．被害状況

1. 資産の損失額
2. 建 物　　　　　　　　　　　　　円
3. 車両・機械装置　　　　　　　　　　円
4. 什器備品　　　　　　　　　　　　　円
5. 棚卸資産　　　　　　　　　　　　　円
6. 売上被害等（売上減など具体的に記入）

上記のとおり被害を受けたことを証明する。

平成　　年　　月　　日

商工会長名

（注１）○○○には、例えば「○月○日発生した大雨災害等」を入れる。